

大陸棚と排他的經濟水域の両者に単一の境界画定について

— 判例の批判的検討 —

田 中 嘉 文

問題の所在

海洋境界画定に關し、今日、重要な争点となっているのは、大陸棚と排他的漁業水域、あるいは、大陸棚と排他的經濟水域といった法的に異なる二つの海洋空間を一本の線で画定する単一の境界画定の問題である。これは最も簡單には、領海以遠の海底（大陸棚）とその上部水域に共通する境界画定線の問題と言い換えることができる。まず、海底に關する制度である大陸棚と上部水域に關わる制度である排他的漁業水域双方の境界画定が問題となる場合、考慮さるべき衡平性の要素が海底と上部水域とは同一ではないため、大陸棚について衡平な境界画定線と排他的漁業水域のそれとが異なる可能性が

ある。⁽²⁾大陸棚の境界画定と排他的經濟水域の境界画定についても同様の問題が生じうる。⁽³⁾これに關し国連海洋法条約は、大陸棚、排他的經濟水域の境界画定についてそれぞれ同文の規定をおいている。「向かい合っているか又は隣接している海岸を有する国の間における排他的經濟水域（大陸棚）の境界画定は、衡平な解決を達成するために、国際司法裁判所規程第三八条に規定する国際法に基づいて合意により行う」⁽⁴⁾（第七四条一項／八三条一項）。しかし、国連海洋法条約上同一の規定が適用されるとしても、海底とその下にのみ關わる制度である大陸棚と、海底、上部水域、上空から構成される排他的經濟水域⁽⁴⁾とは衡平性の評価が異なる可能性がある以上、両者の境界画定線が一致するとは限らない。⁽⁵⁾慣習法適用の

場合も同様である。大陸棚と排他的漁業水域ないし排他的経済水域(以下、排他的漁業・経済水域と表記する)とで異なる境界画定線が設定された場合、ある国の排他的漁業・経済水域が他国の大陸棚の上に重複することに、なり沿岸国管轄権の行使は著しく複雑になるであろう。

大陸棚と排他的漁業・経済水域の境界画定が当事国間の合意によって行われる場合、海底と上部水域に単一の境界画定線を引くか別々の境界画定線を設定するかという選択は、当該合意によって決定される。しかし、問題は以下の場合である。(一)大陸棚と排他的漁業・経済水域の境界画定に関し当事国が単一の境界画定線を用いることには合意しているがその具体的位置について争いが生じ、当該単一の境界画定線の設定を国際司法裁判所ないし仲裁裁判所に求めた場合、そこで適用される法は何か。(二)当事国間に単一の境界画定線を用いるという合意がない場合であって、当事国が国際司法裁判所ないし仲裁裁判所に大陸棚と排他的漁業・経済水域双方の境界画定を求めた場合、この二つの境界画定線は一致すべきか。前者は、メイン湾、ギニア/ギニアビサオ、サンプリエール・ミクロンの各境界画定事件で問題となり、

後者はグリーンランド/ヤンマイエン境界画定事件において焦点となった問題である。以上をふまえて本稿は、大陸棚と排他的漁業・経済水域に単一の境界画定の問題を、紙幅の都合上、判例に限定して考察する。⁶⁾

一 判例の分析

(一) メイン湾境界画定事件(アメリカ/カナダ
一九八四年)⁷⁾

一九七九年三月二十九日の特別協定によってアメリカ合衆国とカナダは、国際司法裁判所小法廷に対し、裁判史上初めて大陸棚と排他的漁業水域に単一の境界画定を付託した。アメリカとカナダは共に一九五八年ジュネーブ大陸棚条約の当事国であった。

まず大陸棚と排他的漁業水域に単一の境界画定を設定する法的根拠に関し小法廷は、単一の境界画定線の設定に反する国際法規則は存在しないし、本件でこの種の境界画定線を引くことは実際には不可能ではないと述べる。⁸⁾

しかしここで問われるべきは、そのような単一の境界画定に適用される法は何かである。小法廷は、単一の境界画定を可能とする慣習法あるいは他の法的根拠が存在す

る場合にのみそのような境界線を引くことができる。しかし小法廷は、単一の境界画定に適用される国際法の存在を議論することなく、全ての海洋境界画定に適用される「基本規範 (fundamental norm)」を援用することによって単一の境界画定を行った。小法廷の論理は次の通りである。第一に、全ての海洋境界画定に適用される「基本規範」が存在する。すなわち、「(一) 相対ないし隣接する国家間の海洋境界画定は、一国のみによって一方的に行われてはならない。そのような境界画定は、誠実かつ積極的結果を達成する真正な意図をもって行われた交渉を通して、合意によって追求されかつ行われなければならない。しかし、そのような合意に到達しえない場合には、境界画定は必要な管轄権を有する第三者によって行われるべきである。(二) いずれの場合にも境界画定は、地理的形狀とその他の関連する事情に鑑みて、衡平な結果を確保することを可能にする衡平の基準の適用および実際的方法の利用によって行われなければならない。⁽⁹⁾」この基本規範は抽象的な一般原則であるため、これを具体化する特別法を求めねばならない。ここでまず検討すべきは両当事国が批准している大陸棚条約であ

る。本件が大陸棚の境界画定に限定されていれば、当然大陸棚条約第六条が適用される。しかし小法廷は、本件の対象は大陸棚と排他的漁業水域の両者に単一の境界画定であるため、大陸棚条約は拘束力をもたないとする。⁽¹⁰⁾更に本件においては、当事国の行動から特別な境界画定方法を導き出すことはできず、単一の境界画定に関して条約も特定の基準ないし方法の適用を定める他の規則も存在しない。⁽¹¹⁾そこで小法廷は、第二段階として衡平の基準に訴える。ここで留意すべきは、単一の境界画定は大陸棚とその上部水域という二つの対象を有していることである。この点に鑑みて小法廷は、本件における単一の境界画定は「これら二つの対象の内のどちらにも優先的取り扱いをあたえず、同時に双方の分割に等しく適した基準ないし基準の組み合わせによってのみ遂行できる」と判示した。そのような規準として本件では、地理的規準が適用されることになる。第三段階として求めなければならないのは、境界画定を行う実際的方法である。小法廷によれば、幾何学的方法のみが海底と上部水域の境界画定に資することになる。⁽¹²⁾

以上のように小法廷は、基本規範↓衡平の基準↓實際

的方法の順に、いわば上から下へと三段階にわけて単一の境界画定に適用される法を析出したのである。しかし小法廷の推論に対しては、少なくとも次の二点が批判されなければならないであろう。まず第一に、小法廷のいう基本規範はどこから導き出されたのか。条約に基礎をもたないこと、海洋境界画定において法の一般原則は考え難いことから、当該基本規範は慣習法として理解される。しかし、このような慣習法としての基本規範を生み出すに十分な国家実行と法的信念が当時存在していたのか。単一の境界画定はこれまでにない新しいタイプの境界画定であり、これに適用される慣習法が既に成立していたとは考え難い⁽¹⁴⁾。第二に大陸棚条約の適用可能性について、本件が排他的漁業水域の境界画定をも対象としていることから直ちに、当事国間で効力のある同条約適用の否定が導かれるのであろうか。当事国間の特別の合意は、明示的にジュネーブ条約の適用を排除していたわけではない⁽¹⁵⁾。

次に実際の線引きに関し小法廷は、問題となる区域を三つに分けた上で幾何学的方法を用いて単一の境界画定線を設定した。その上で小法廷は、当該境界画定線が関

係住民の生活と経済福利に壊滅的打撃を与えるかという観点から衡平性をテストし、本件はそれにはあたらないと結論している⁽¹⁶⁾。

(二) ギニア／ギニアビサオ境界画定事件(一九八五年)⁽¹⁷⁾

一九八五年のギニア／ギニアビサオ境界画定事件では、旧宗主国であるフランス／ポルトガル間の一九八六年条約が一般的に海洋境界を画定しているかが争点となり、仲裁裁判所がこれを否定したため、ギニア／ギニアビサオ間における具体的線引きを含む領海・大陸棚・排他的経済水域の境界画定が同裁判所に求められることになった。なお本件では、両国とも大陸棚条約の当事国ではない。

まず適用される法に関し仲裁裁判所は、当事国の引用する法、すなわち、慣習、判例、大陸棚条約および国連海洋法条約を考慮しなければならないとした。そして、裁判所に課せられた本質的目的は、国連海洋法条約第七四条一項および八三条一項に言及されている衡平な解決の達成であると述べ、メイン湾境界画定事件判決の論理

を援用しつつ、法的拘束力をもつ特定の方法、特定の考慮すべき要因は存在しないとしている⁽¹⁸⁾。

以上の議論に基づき仲裁裁判所は、紛争区域を三分して境界画定線を設定した後、メイン湾境界画定事件と同様にその衡平性をテストしている。その際仲裁裁判所は、メイン湾境界画定事件とは異なり大陸棚の自然延長を考慮し、本件において大陸棚は断絶がなく単一であるため自然延長は問題にはならないと結論した⁽¹⁹⁾。この論理によるならば、大陸棚の自然延長の断絶がある場合、単一の境界画定線は当該自然延長に従って移動されるのか、それとも海底と上部水域とで異なる境界画定線が設定されることになるのか問題が生じるであろう。

(三) サンピエール・ミクロン境界画定事件（フランス／カナダ一九九二年）⁽²⁰⁾

フランス／カナダ間の大陸棚と排他的經濟水域に単一の境界画定が問題となった本件において仲裁裁判所は、まず適用される法として、当事国間に合意のあった基本規範に言及する⁽²¹⁾。しかし問題は具体的な方法である。本件においてフランスとカナダは共に大陸棚条約の当事国

であった。しかし仲裁裁判所は、メイン湾境界画定事件と同様、大陸棚条約の適用を否定し地理的事実に基づく基準を採用した。

次に仲裁裁判所は、二つの区域にわけて境界画定線を設定した後、メイン湾境界画定事件を援用しつつ、これが極端に不衡平な結果をもたらすものかどうかテストしている。その結果仲裁裁判所は、当該境界画定線は一九七二年条約に基づく両当事国の既存の漁業権に影響を及ぼすものではないと結論した⁽²²⁾。ここで、もし当該境界画定線が漁業権に関し極端に不衡平な結果をもたらす場合には、単一の境界画定線は上部水域のみに関連する事情である漁業権の考慮に基づいて修正されるのか問題が提起されうるであろう。他方、鉱物資源は未だ開発が行われておらず、また当該要因は大陸棚のみに関係するため、単一の境界画定には考慮するに不適當であるとして⁽²³⁾。

(四) グリーンランド／ヤンマイエン境界画定事件（デンマーク／ノルウェー一九九三年）⁽²⁴⁾

以上三つの判例は、いずれも単一の境界画定に關し当事国間の合意がある場合であった。これに対し、大陸棚

と排他的漁業水域双方の境界画定が問題となっているが

当事国間に単一の境界画定に対する合意がない場合、この両者はどのような関係にたつのか。グリーンランド／ヤンマイエン境界画定事件で国際司法裁判所(以下、裁判所)が直面したのは正にこの問題である。本件においてデンマークは、グリーンランドの基線から二〇〇カイリの大陸棚と排他的漁業水域に単一の境界画定を求めた。これに対しノルウェーは、大陸棚、排他的漁業水域とも中間線をもって境界画定線とするよう主張した。ここで重要なことは、ノルウェーの見解によれば、大陸棚の境界画定線と排他的漁業水域のそれとは結果として一致するが、両者は概念的には区別されるという点である。従って、当事国間に単一の境界画定に関する合意は存在していない。この点において、本件は先にみた三つの判例とは大きく異なる。この点を強調するために、本稿では本件で問題となる境界画定線を大陸棚と排他的漁業水域に「一致する」境界画定線(the coincident maritime boundary)と呼び、単一の境界画定線(the single maritime boundary)と区別することにする。なお、本件では両国共ジュネーブ大陸棚条約の当事国であ

った。

ところで、適用される法に關し本件では、以上の理由から大陸棚と排他的漁業水域とを区別して議論する必要がある。まず大陸棚に關しては、両当事国が大陸棚条約を批准している以上、同条約が適用される。この点において、当事国が大陸棚条約を批准していたにもかかわらずその適用が否定されてきた先の判例とは異なる。しかし、ここで裁判所は大陸棚条約第六条を条約の規定としてそのまま適用するわけではない。一九七七年の英仏海峡大陸棚事件を引用しつつ裁判所は、大陸棚条約第六条は衡平原則に依拠する一般規則を表現しているとみなされるべきであり、同条の効果と衡平原則に基づく境界画定を求める慣習法の効果との間に實際的相違を窺見するのは困難であると述べる。更にメイン湾境界画定事件およびリビア／マルタ大陸棚境界画定事件を援用した上で裁判所は、まず中間線を暫定的に設定し、次に特別の事情の考慮によって当該中間線を修正すべきかどうかを検討する⁽²⁵⁾という大陸棚条約第六条のプロセスは、慣習法においても同一であるとする。こうして裁判所は、相対する場合の大陸棚境界画定に關し、大陸棚条約第六条と慣

習法を同一のものとしなしたのである（第一段階の同一化）。北海大陸棚事件以来、大陸棚条約第六条の慣習法規範性が否定されてきたことを思えば、本件は判例法上のターニングポイントであるといえよう。しかし裁判所の推論に問題がないわけではない。裁判所は大陸棚条約第六条と慣習法の同一化を行うにあたって、単にメイン湾境界画定事件とリビア／マルタ大陸棚境界画定事件に依拠しているにすぎない。この二件において等距離・中間線が暫定的に用いられたことは確かであるが、これらの判例は暫定的段階においてさえ等距離・中間線の慣習法規範性を明示的に否定しているのである。⁽²⁶⁾ しかもメイン湾境界画定事件は大陸棚と排他的漁業水域に単一の境界画定が問題となった事例であり、大陸棚のみの境界画定とは性質が異なる。以上のことから、この二つの判例を先例として援用するには無理がある。また、裁判所自ら慣習法形成における国家実行と法的信念の重要性を強調してきたにもかかわらず、⁽²⁷⁾ 上記の議論においてこれらの二要件は全く検討されていない。

第二に排他的漁業水域に関し、裁判所自身が認める通り排他的漁業水域の境界画定のみが付託された判例は存

在しない。しかし本件の当事国が、排他的漁業水域の境界画定が排他的經濟水域の境界画定に適用される法、すなわち慣習法によって行われるという点に合意している事実に基づき、裁判所は排他的經濟水域境界画定の慣習法と排他的漁業水域のそれとを同一であるとする（第二段階の同一化）。⁽²⁸⁾ 次に裁判所は、国連海洋法条約第七四／八三条にいう「衡平な解決」は大陸棚および排他的經濟水域の境界画定に関する慣習法の要請を反映していると判示する。⁽²⁹⁾ 第二段階の同一化の結果、同様の要請は排他的漁業水域の境界画定にも求められることになる。更に裁判所は、メイン湾境界画定事件およびリビア／マルタ大陸棚境界画定事件を引用しつつ、排他的漁業水域の境界画定も大陸棚のそれと同じくまず中間線から始めるのが適当であると述べる。⁽³⁰⁾ 裁判所によれば、海岸線が相対する場合、大陸棚、排他的漁業水域、全てに共通の単一の境界画定のいずれに関しても、大陸棚条約第六条に規定されている「等距離・中間線―特別の事情」規則は、慣習法たる「衡平原則―関連する事情」と同一の結果をもたらずとされる。⁽³¹⁾ かくして裁判所は、慣習法レベルにおいて大陸棚境界画定に適用される法と排他的漁業

水域の境界画定のそれを同一化したのである(第三段階の同一化)。

以上の三段階にわたる裁判所の議論の中核は、大陸棚の境界画定に適用される法と排他的漁業・経済水域のそれとの慣習法レベルでの同一化である。本件における裁判所の推論は、慣習法たる「合意―等距離―中間線―特別の事情」というトリプル・ルールの下に海洋境界画定の国際法を統一する点において重要な意義をもつ。しかし他方において、排他的経済水域の境界画定と排他的漁業水域のそれを同一化する過程において裁判所は、単に当事国の合意を援用するのみであって、国家実行も法的信念も全く検討していないという問題がある。これは大陸棚境界画定に適用される法と排他的漁業水域境界画定のそれとを同一化する第三段階の議論においても同様である。ここで裁判所は、メーン湾境界画定事件とリビア／マルタ大陸棚境界画定事件に依拠するのみである。しかし、これらはいずれも排他的漁業水域の境界画定に係するものではなく、この二つの判例に依拠して第三段階の同一化を行うには無理がある⁽³²⁾。

次に裁判所は、三段階にわたる推論から導き出した慣

習法適用の段階に入る。大陸棚境界画定と排他的漁業水域境界画定に同一の慣習法が適用されるとしても、これはこの両者の境界画定線が一致することを必ずしも意味しない。二本の境界画定線が最終的に一致するか否かは関連する事情の考慮による。本件において裁判所は、比例性と漁業への衡平なアクセスを関連する事情として容認した。その上で裁判所は、問題の海域を三つに区分した後まず第一段階として中間線を引き、次に第二段階として比例性と漁業への衡平なアクセスを考慮し、デンマークにより広い海洋空間を付与すべく大陸棚、排他的漁業水域双方の境界画定線を中間線から東に移動した。ここに裁判史上初めて、大陸棚と排他的漁業水域の双方に一致する境界画定線が設定されたのである。

この境界画定線については、しかし、少なくとも次の二つの問題点が指摘されねばならない。まず第一は、当該境界画定線の衡平性の問題である。裁判所は、本件の場合、大陸棚と排他的漁業水域の境界画定線を一致させることが双方の境界画定に適用される法の適切な適用であると述べるのとどまり⁽³³⁾、なぜこの二本の境界画定線が一致しなければならぬのか説得的に論証していない。

漁業への衡平なアクセスは上部水域にしが関連しないことを考えれば、漁業への衡平なアクセスが中間線移動の要因として考慮された第一区域においては、海底と上部水域とで異なる境界画定線が設定される蓋然性は高かったであろう。⁽³⁴⁾ 第二に、海底と上部水域で関連する事情が異なる場合、両者のバランスをどのように考えるかという問題が生じる。本件において大陸棚に関連する事情は比例性のみであったのに対し、排他的漁業水域のそれは比例性と漁業への衡平なアクセスであった。では、海底と上部水域に共通する要因である比例性と上部水域のみに関連する漁業への衡平なアクセスとのバランスをどのように考えるべきか。裁判所はこの問題について議論することなく、漁業への衡平なアクセスを保証するため第一区域を半分に分割した。この措置を論理的に説明しようとするれば、漁業への衡平なアクセスの考慮による中間線の移動と一致するように、比例性に基づく中間線の移動を考慮したとみる他ないであろう。更に、関連する事情が海底と上部水域とで異なる方向へ中間線の修正を求める場合、困難な問題が生じる。⁽³⁵⁾ 本件は、比例性と漁業への衡平なアクセスの考慮とが偶然にも中間線の同一方

向への修正を要請する事例であったために、大陸棚と排他的漁業水域の境界画定線を一致させることができたのである。しかし、この両者が正反対の方向への移動を要請する場合どのように考えるべきか。この可能性を考えるならば、二本の境界画定線を一致させた裁判所の推論が一般性をもつとは必ずしもいえないと思われる。

(五) 小括

以上、各判例を本稿のテーマに関わる要点についてのみ横断的に考察した。まず単一の境界画定に関し一九八四年と一九九二年の二判例は、適用される法を全ての海洋境界画定に適用される基本規範から演繹的に析出した。これに対し大陸棚と排他的漁業水域に一致する境界画定を設定した一九九三年判決においては、海底と上部水域の各々に適用される法を別個に考察し、大陸棚条約第六条と慣習法たる衡平原則を慣習法レベルにおいて等置した。ところで、一連の単一の境界画定事件判決とグリーンランド／ヤンマイエン境界画定事件判決にみられる慣習法の解釈の相違は、海洋境界画定の核心的位置を占める衡平観念のとらえ方の相違と密接に関連している。そ

ここで次節では、海洋境界画定における予見可能性と柔軟性という角度から衡平に対するアプローチを検討する。

二 単一／一致する境界画定における

予見可能性と柔軟性の要請

(一) 結果指向的衡平のアプローチと修正的衡平のアプローチ

単一の境界画定に適用される法の核心は、メイン湾境界画定事件において国際司法裁判所小法廷が指摘した基本規範である。この基本規範の第二原則は、「衡平な結果」、「衡平の基準」、「実際的方法」という三つの要素からなり、「衡平な結果」は「衡平の基準」および「実際的方法」の適用を通じて達成されるという構造になっている。小法廷によれば、「衡平の基準はそれ自体は法規則ではなく、様々な状況において拘束力をもたない。(…)国際法が要求するのは、各事例ごとに、具体的な状況に最も適していると思われる特定の基準ないし異なる基準間のバランスを考慮することである。」⁽³⁷⁾小法廷の論理に従えば、海洋境界画定の国際法は単に「衡平な結果」を規定するのみであって、衡平の基準も実際的方法

も法的範疇に含まないということになる。ここでは、小法廷のアプローチを結果の衡平のみを担保するという意味において結果指向的衡平のアプローチ (the result-oriented equity approach) と呼ぶことにする。小法廷のアプローチは、一九八五年と一九九二年の仲裁判決においても受け継がれている。これらはいずれも海岸線が隣接ないしそれに近い場合の事例である。しかしこのアプローチに対しては、大きく次の二点が批判されなければならぬであろう。まず、最も重要な問題として過度の主観性が指摘される。規範性のレベルが余りに低いため、このアプローチによれば慣習法としての衡平原則に基づく判決と衡平と善に基づくそれとの区別が著しく曖昧になるであろう。⁽³⁸⁾第二の問題は予見可能性の欠如である。法には一定程度の予見可能性がなければならない。⁽³⁹⁾しかし、結果指向的衡平のアプローチによれば、衡平な結果は個別事例における様々な要因によって決定されるため、予見可能な規則の形成が著しく困難になる。

結果指向的衡平のアプローチと対比されるのが、相対する境界画定の事例であるグリーンランド／ヤンマイエン境界画定事件でとられたアプローチである。⁽⁴⁰⁾一致する

境界画定線を設定した本件において裁判所は、第一段階で中間線を設定し第二段階で関連する事情を考慮してこれを修正する二段階方式を採用した。これは等距離・中間線方法を法的拘束力のあるものと認めた上でまず等距離・中間線を引き、関連する事情に鑑みてこれが不衡平な結果をもたらす場合に修正を加えるという意味において、修正的衡平のアプローチ (the corrective-equity approach) と呼びうるであろう。修正的衡平のアプローチは、第一段階で客観的方法である等距離・中間線方法を適用することによって、衡平性の評価について一定程度の予見可能性を確保することができる。しかも衡平の考慮は等距離・中間線が不衡平な結果をもたらす場合に初めて介入するのであり、その限りにおいて衡平に含まれる主観性を制限することになる。他方、修正的衡平のアプローチに関しては、更に次の二点が問われなければならない。まず第一は等距離・中間線が第一段階で適用される法的根拠は何かという点である。これは等距離・中間線方法によって確保される予見可能性の考察に通じるであろう。次に、このアプローチにおいても第二段階で関連する事情の考慮が要請される以上、関連する

事情の観念を明らかにする必要がある。これは海洋境界画定における柔軟性の問題である。

海洋境界画定の国際法は、他の法と同じく一定程度の予見可能性をもたねばならない。他方、多様な事例に対応し衡平な結果を達成するためには、関連する事情の考慮を柔軟に取り入れて行く必要がある。では、海洋境界画定において予見可能性と柔軟性という二つの要請をいかに調和させるか。これが海洋境界画定の国際法の核心をなすと考える。そこで次に、本稿の文脈に限定した上で、この二つの要請を簡潔に検討する。

(一) 予見可能性の要請

まず等距離・中間線方法によって確保される予見可能性に関し、一つの手がかりとして、ここでは海洋空間に対する法的権原と境界画定方法の關係という観点からこの問題を考察する。大陸棚に対する法的権原に関し国連海洋法条約七六条一項は、陸地領域の自然延長と領海を測る基線から二〇〇カイリの距離という二つの基準をあげている。二〇〇カイリ距離基準導入の結果、リビア／マルタ大陸棚境界画定事件で確認された通り、二〇〇カ

イリの範囲に位置する大陸棚に対する沿岸国の権原は、専ら基線からの距離に基づくことになる。⁽⁴¹⁾次に国連海洋法条約第五七条によれば、排他的経済水域に対する沿岸国の法的権原は領海を測る基線から最大二〇〇カイリという距離に基づく。これはリビア／マルタ大陸棚境界画定事件においても確認されており、今日、慣習法となっているとみてよいであろう。⁽⁴²⁾従って、基線から二〇〇カイリ以内の海洋空間に関する限り、距離基準は大陸棚と排他的経済水域に共通の法的権原を構成することになる。では、大陸棚と排他的経済水域に共通の法的権原たる距離基準と境界画定方法はどのような関係にたつのか。これに関し、リビア／マルタ大陸棚境界画定事件判決は次のように述べている。「裁判所にとって、暫定的結果を導く第一段階において用いられる基準および方法の選択が、法的権原の付与を基礎とする観念と一致するようなやり方でなされるのは論理的であると思われる。⁽⁴³⁾同様の論理は排他的漁業・経済水域にも適用できるであろう。従って裁判所自身の論理によれば、境界画定方法は法的権原としての距離基準に基礎付けられることになる。等距離・中間線方法は、距離という空間的基準を反映す

る唯一の方法である。⁽⁴⁴⁾その結果、大陸棚、排他的漁業・経済水域いずれの境界画定においてもまず第一段階として等距離・中間線方法が用いられることになると考えられる。ただしこの結論の妥当性は、更に国家実行の検討によって裏付けがなされなければならないであろう。

(三) 柔軟性の要請

大陸棚と排他的漁業・経済水域に単一／一致する海洋境界画定において共通の問題となってきた主な関連する事情としては、比例性、地理的形状、経済的要因、当国の実行、安全保障を指摘することができる。⁽⁴⁵⁾まず比例性は、大陸棚境界画定と同様、単一／一致する海洋境界画定の全ての判例において考慮されている。次に地理的形状は境界画定プロセスの中核として、いずれの判例においても重要な役割を果たしている。第三に経済的要因は、単一の境界画定では、全く考慮されないか、考慮される場合であっても既に設定された境界画定線の衡平性のテストとして二次的役割を与えられているにすぎない。他方、一致する境界画定線を設定したグリーンランド／ヤンマイエン境界画定事件では、裁判史上初めて、境界

画定過程において漁業資源への衡平なアクセスが考慮された。当事国の実行および安全保障は本稿で検討したいずれの判例においても考慮されてはいないが、一般論としてはこれらを考慮に入れる可能性は否定されていない⁽⁴⁷⁾。最後に関連する事情の観念全体に関しては、その中に含まれる要因の特定と各要因のバランスという二つの問題が存在する。特に要因の特定については、考えられ得る全ての要因を考慮する方向と、各海洋空間制度に固有の要因に限定する方向とが考えられるであろう⁽⁴⁸⁾。

結語

本稿は、大陸棚と排他的漁業・經濟水域に単一／一致する境界画定について、判例に限定して若干の検討を加えたにすぎない。特にグリーンランド／ヤンマイエン境界画定事件判決がとった修正的衡平のアプローチは、少なくとも海岸が相対する場合の境界画定に関し、判例の発展方向を指し示すものとして重要である⁽⁵⁰⁾。これを踏まえた上で、今後、等距離・中間線の適用による予見可能性と関連する事情の考慮によって確保される柔軟性という二つの要請を海洋境界画定においてどのように調和さ

せるかという問題が、一つの焦点になるものと思われる。

(1) 本稿では、大陸棚と排他的漁業水域に単一の境界画定の問題も合わせて検討する。なお本稿は、一九九六年にジュネーブ高等国際研究所に提出した D. E. S. 取得論文『*The Single Maritime Boundary*, diploma paper, I. U. H. E. I., 1996, pp. 1-71 の一部を要約、修正したものである。

(2) 排他的漁業水域は、排他的經濟水域と異なり、海底およびその下を含まない観念である。

(3) この問題の所在は、既に多くの論者によって指摘されてくる。例えば、Weil, P., *Perspective du droit de la delimitation maritime*, Paris, Pedone, 1988, p. 129; Caflisch, L., "The Delimitation of Maritime Spaces between States with Opposite or Adjacent Coasts", in Dupuy, R. J. and Vignes, D. (eds.), *A Handbook on the New Law of the Sea*, Vol. I, Dordrecht, Nijhoff, 1991, p. 482. 小田滋『注解国連海洋法条約上巻』有斐閣、一九八六年、二四三頁。三好正弘「排他的經濟水域と大陸棚の境界画定」、『海洋法と海洋政策』第六号、外務省、昭和五八年、六六頁。同、「大陸棚境界画定準則に関する一考察」、林久茂・山手治之・香西茂編集代表、『海洋法の新秩序』(高林秀雄先生還暦記念)、東信堂、一九九三年、一八五—一八六頁。

(4) 排他的經濟水域は上空をも含む観念である点に留意し

ておく必要がある。これは、国連海洋法条約第五六条一項が沿岸国が有する主権の権利の対象として「風からのエネルギー」を挙げている点、第五八条一項が全ての国は「排他的経済水域において」第八七条に定める上空飛行の自由を享受すると規定していることから明らかである。この点を明確に指摘したのもとして、桑原輝路、『海洋国際法』、国際書院、一九九二年、九四頁。

(5) 排他的経済水域は海底をも含む制度であるため(国連海洋法条約第五六条一項)、排他的経済水域が設定された場合、その海底はもはや大陸棚ではなく排他的経済水域としての海底となる。そこで、大陸棚と排他的経済水域に単一の境界画定を議論する場合、大陸棚は排他的経済水域との関係においてどのように位置づけられるのが問題となる。しかし、今日なおこの点は明らかではない。他方、一般に大陸棚と排他的経済水域に単一の境界画定に関する議論の焦点となっているのは海底部分と上部水域の部分の衡平性の相違をどのように考えるかという問題であり、この点において、大陸棚と排他的漁業水域に単一の境界画定と問題の所在を共通にしているといえるであろう。なお、大陸棚と排他的経済水域の関係を論じた邦語文献として次に参照。中村洗、「排他的経済水域と大陸棚の関係」、山本草二・杉原高嶺編、『海洋法の歴史と展望』(小田滋先生還暦記念)、有斐閣、一九八六年、三五―六八頁。井口武夫、「排他的経済水域と大陸棚のレジーム形成とその相關関係についての考察」、『世界法年報』、第一七号、一九九八年、

六三―一〇一頁。同、「最近の海洋区域をめぐる国家間の境界画定に関する国際法の動向―衡平(Equity)原則の導入の意義―」、『東海法學』、第一三三号、一九九四年、三三―二四頁(特に四三―五二頁)。

(6) 国家実行については、拙稿、前掲註一、五九―六九頁。なお本稿では煩雑さを避けるため、大陸棚と排他的漁業・経済水域に単一の境界画定を「単一の境界画定」と節約する。

(7) 小法廷の構成は次のとおりである。President Ago, Judges Gros, Moslar, Schwebel, Judge ad hoc Cohen. 邦語による本件の紹介として特に次を参照。杉原高嶺「メーン湾境界画定事件」、『国際法外交雑誌』、第八七巻四号、一九八八年、三七―六七頁。波多野里望、尾崎重義編、『国際司法裁判所・判決と意見第二巻(一九六四―一九九三年)』(評者・東寿太郎)、国際書院、一九九六年、二二―一三五頁。三好正弘、「メーン湾境界画定の意義」、『海洋法と海洋政策』、第八号、外務省、一九八五年、二一―四二頁。本件には次の邦訳がある。佐藤好明、「メーン湾海洋境界画定事件」、『東京水産大学論集』、第二四巻、一九八八年、一三五―一八八頁。

(8) The Gulf of Maine case, I. C. J. Reports 1984, p. 267, para. 27.

(6) Ibid., pp. 299-300, para. 112.

(10) Ibid., p. 303, para. 124.

(11) Ibid., p. 303-312, para. 126-155.

- (12) *Ibid.*, p. 327, para. 192 See also, *ibid.*, p. 326, para. 193.
- (13) *Ibid.*, p. 329, para. 199.
- (14) Thirway, H. "The Law and Procedure of the International Court of Justice 1960-1989 Part Six", *B. Y. L. L.*, Vol. 65, 1994, p. 64.
- (15) *Ibid.* 杉原「前掲註七」六三頁。
- (16) *The Gulf of Maine case*, I. C. J. Reports 1984, pp. 342-344, paras. 237-240.
- (17) 判決文は次を参照。 *The Guinea Guinea-Bissau case*, R. G. D. I. P., Vol. 89, 1985, pp. 484-537. 仲裁裁判所の構成は次のとおりである。 President Lachs, Judges Mbaya, Bedjaoui. なお、邦語による本件の紹介として次を参照。三好正弘「領海・排他的経済水域・大陸棚の単一の境界画定」、『海洋法・海事事例研究』第二号、平成三年、日本海洋協会、一〇七一―二五頁。
- (18) *The Guinea/Guinea-Bissau case*, *ibid.*, p. 521, paras. 88-89.
- (19) *Ibid.*, pp. 530-531, paras. 114-117.
- (20) 判決文は次を参照。 *The St. Pierre and Miquelon case*, I. L. M. Vol. 31, 1992, pp. 1152-1219. 仲裁裁判所の構成は次のとおりである。 President Jiménez de Aréchaga, Judges Weil, Gollieb, Arangio-Ruiz, Schacter. 本件には次の邦訳がある。青木隆「カナタ・マヨラン海域画定仲裁裁判所―海域画定（サン・ピエール・ミクロン事件判決）」、『清和法学研究』一卷一号、一九九四年、二九一―三二〇頁。同じ論者による判例評釈として、「サンピエール・ミクロン海域画定に関する仲裁判決について」、『法学研究』第六七巻二号、一九九四年、三四―七一頁参照。
- (21) *The St. Pierre and Miquelon case*, *ibid.*, p. 1163, para. 38.
- (22) *Ibid.*, p. 1174, para. 87.
- (23) *Ibid.*, p. 1175, para. 91.
- (24) 本件の概要については詳しくは次を参照。国際司法裁判所判例研究会「グリーンランドとヤン・マイエン間の海域の境界画定事件」（評者・酒井啓亘）、『国際法外交雑誌』第九五巻五号、一九九六年、四二―六九頁。波多野里望、尾崎重義編「前掲註七」（評者・松田幹夫）、四四〇―四五〇頁。また、本件には次の邦訳がある。青木隆、「グリーンランドとヤンマイエンとの間の区域における海洋画定に関する事件（デンマーク対ノルウェー）判決」、『法学研究』第六七巻八号、一九九四年、九九―一三三頁。なお、本件は海洋境界画定の判例として初めて選択条項によって付託されたケースである。
- (25) *The Greenland/Jan Mayen case*, I. C. J. Reports 1993, p. 60, para. 50.
- (26) *The Gulf of Maine case*, I. C. J. Reports 1984, p. 297, para. 107; *The Libya/Malta case*, I. C. J. Reports 1985, p. 37, para. 43.

- (27) *The North Sea Continental Shelf cases*, I. C. J. Reports 1969, pp. 42-44, para. 73-77; *the Libya/Malta case*, I. C. J. Reports 1985, p. 29, para. 27.
- (28) *The Greenland/Jan Mayen case*, I. C. J. Reports 1993, p. 59, para. 47.
- (29) *Ibid.*, p. 59, para. 48.
- (30) *Ibid.*, pp. 61-62, para. 53.
- (31) *Ibid.*, p. 62, para. 56.
- (32) Churchill, R. R., "The Greenland-Jan Mayen Case and Its Significance for the International Law of Maritime Boundary Delimitation", *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 9, 1994, p. 17.
- (33) *The Greenland/Jan Mayen case*, I. C. J. Reports 1993, p. 79, para. 90.
- (34) Churchill, *op. cit.* note 32, p. 26; Dipla. H., "L'arrêt de la Cour internationale de Justice en l'affaire de la délimitation maritime dans la région située entre le Groenland et Jan Mayen", *R. G. D. I. P.*, Vol. 98, 1994, p. 920.
- (35) Thirlway, *op. cit.* note 14, p. 76.
- (36) 国家実行では、合意により海底と上部水域とで異なる境界画定線が設定された事例がある。例えば、一九七八年トレス海峡条約(オーストラリア・パプアニューギニア)、一九八一年暫定的漁業監視・執行協定の履行に関する了解メモランダム(オーストラリア・インドネシア)、一九八九年東チモールと北部オーストラリア間の区域における協力水域条約(同)、一九九七年排他的経済水域および特定の海底境界画定条約(同)。
- (37) *The Gulf of Maine case*, I. C. J. Reports 1984, p. 313, para. 158.
- (38) Sir Robert Jennings, "Equity and Equitable Principles", *A. S. D. I.*, Vol. XLII, 1986, p. 29.
- (39) *Ibid.*, p. 38. 奥脇直也「排他的経済水域の境界画定」『海洋法条約体制の進展と国内措置』第一号、平成九年、日本海洋協会、八五頁。
- (40) これに関しメイン湾境界画定事件においても、海岸線が相対する第二区域では修正的平衡のマンローチがとられつつある点に留意しなくてはならぬ。I. C. J. Reports 1984, pp. 333-337, paras. 214-223.
- (41) *The Libya/Malta case*, I. C. J. Reports 1985, p. 35, para. 39.
- (42) *Ibid.*, p. 33, para. 34.
- (43) *Ibid.*, pp. 46-47, para. 61.
- (44) Weil, *op. cit.* note 3, p. 63-64, and p. 80.
- (45) これらの事情の批判的検討については、拙稿「註一」四六一-五九頁参照。
- (46) 比例性観念の一般的考察に関し次を参照。位田隆一「最近の海の境界画定紛争における比例性概念―国際法上の比例性原則の研究―」、『法学論叢』第一二四巻五・六号、平成元年、八一―一一〇頁。

(121) 大陸棚と排他的経済水域の両者に単一の境界画定について

(47) The *Guinea/Guinea-Bissau* case, *op. cit.* note 17, p. 533, para. 124.; The *Greenland/Jan Mayen* case, I. C. J. Reports 1993, p. 77, para. 86, p. 75, para. 81.

(48) Separate opinion of Judge Oda in the *Greenland/Jan Mayen* case, I. C. J. Reports 1993, p. 116, para. 98; separate opinion of Judge Ajibola, *ibid.*, p. 301; separate opinion of Judge Weeramantry, *ibid.*, pp. 261-263, paras. 181-189.

(49) The *Libya/Malta* case, I. C. J. Reports 1985, p. 40, para. 48; see also the Declaration of Judge Ranjeva in the *Greenland/Jan Mayen* case, I. C. J. Reports 1993, p. 88.

(50) 他方、隣接する場合の境界画定に対する修正的衡平のアプローチ妥当性は、別途検討を要すると思われる。
(一橋大学大学院博士課程)